

香芝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 2 月 7 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第 2 号

香芝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

香芝市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 3 項中「第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項」を「第 6 1 条の 2 第 2 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。